

## 〈新刊紹介〉

国立史料館編

### 史料館叢書3 「津軽家御定書」

工藤 祐 董

国立史料館の編集にかかる「津軽家御定書」が史料館叢書3として、東京大学出版会から刊行された。津軽家は戦国末期南部家の支配から離脱した津軽為信が、天正十八年豊臣秀吉から津軽三郡を安堵された事に由来する大名である。幕藩初期津軽家の朱印高（表高）は四万七千石であったが、文化四年に至り蝦夷地警衛の功により十万石となった。家格は外様・城主・大広間詰で、幕藩期を通じて転封される事なく明治維新に到った。

幕藩期を通じて津軽を領有した津軽家の文書・記録類は国立史料館と弘前市立図書館の二箇所収蔵され、研究者に利用されている。これらの文書類は、弘前藩政史研究の根本史料である弘前藩庁日記四五―五巻をはじめ、御用格、御用留、御定書等、弘前藩政研究史料として貴重なものが多い。

国立史料館所蔵の津軽家文書は第二次大戦の戦災をまぬがれて、東京都新宿区の津軽邸に保存されていたものが昭和二十三年に史料館に引継がれたものである。この津軽家文書は現存の弘前藩関係史料の約

三分の一と見られている。その内容については昭和四十一年三月、

「史料館所蔵史料目録」第十二集として発表されている。この「史料館所蔵目録」第十二集については、弘前大学「国史研究」第四六号で、蝦名庸一氏が紹介されている。法制史料としては、幕府関係の公儀御定書、武家諸法度、弘前藩関係では御定書、条目等がある。史料館所蔵の「御定書」七冊は現在残っている。弘前藩の御定書としては、弘前市立図書館蔵の岩見文庫「御定法編年録」よりも古く、藩の日記方新設と同時に日記役によって編写されたものと見られている。それに対して「御定法編年録」はかなり後期になって、個人（筆者不明）によって書き留められたものと推定されている。

本書は史料館所蔵の「御定書」に基づいて、津軽家四代信政時代、とくに寛文―延宝期に主眼をおき選択し、その中を第一部・第二部・第三部に分割して編集したものである。第一部は国元の御定書、第二部は江戸御屋敷御定書および覚書、第三部は第一・二部の関連法令を収録している。解題では、第三部は既出の法令の変化を見るために貞享期まで延長して収録したとされている。

弘前藩の法令・事例集としてもっとも完備しているのは、日記方の編集になる編年式に分類整理された「御用格」であるが、「御定書」は「御用格」編集の準備段階として編写されたものと見られている。

「御定書」については、蝦名庸一「弘前藩御定書に関する一考察」（弘前大学「国史研究」47）、黒滝二郎「津軽藩御定書の成立と

その意義」（弘前大学「国史研究」60）等の論文があり、藩法研究者の注目する所であつただけにその公刊の意義は大きい。

弘前藩の法制の整備状況を見ると、初代藩主為信、二代信枚、三代信義の間は法令として見るべきものはあまりなく、領内の開発整備に関する法令が散見する程度で、領内開発整備に多忙だった状況がしのばれる。

弘前藩の法令・制度の整備が急速に行われるようになったのは、四代藩主信政が藩主となって始めて入部した寛文元年以降である。歴代藩主中の名君とされる信政は武断政治から文治政治への転換を推進し、藩政の刷新を図り、家中はもとより領民に対しても、布告・法度・家訓等五十五年の在位期間中家臣統制令・庶民統制法令をはじめ多数の法令を発し、藩支配機構の整備、領内開発、産業の振興、上方文化の摂取等幾多の業績を残している。

このような事から見て、本書が時代を信政時代、とくに寛文・延宝期に主眼をおき選択し、また第三部では既出法令の変化をみる事ができるように貞享期まで延長して収録したのは極めて妥当である。

本書の第一部は前記のように国元の御定書であり、家中諸役人に対する命令の形式を取っている。内容は年貢・諸役金、山林関係、馬政関係、茂合、諸役人や家中に対する勤務関係に関するものである。

第二部は江戸御屋鋪御定書と覚書であり、寛文二年の十七条家訓、同じく延宝八年の在江戸の家中に対する二十二ヶ条の「条々」等をはじめ、江戸在勤の諸役人の勤務に関する法令等である。

第三部は道中関係の掟類、松前出兵に関するもの、江戸屋敷の勤務関係、切手・板札の取扱に関するもの、藩主帰国に関する諸式要集等である。

近年諸藩の藩政史料の刊行が相次いでいるが、弘前藩の藩法史料としては、「藩法史料集叢」（創文社刊）に「弘前藩御刑法牒」が収められ先例、藩支配機構、家中・領民に対する統制等の大概を知り、ひいてはその背後にある藩政のあらましを察知するに足る貴重な史料を研究者に広く提供したのと言えよう。本書に次いで弘前藩の「御用格」を始めとする藩史料が公刊される事を期待したい。

（A五判 本文三二二頁 東大出版会 定価七〇〇〇円）

（八戸工業高等専門学校教授）